

令和7年度

第5回 日田市地域公共交通確保維持協議会

(資 料)

日時:令和7年2月19日(水)10時～

場所:日田市役所 7階 中会議室

《資料目次》

- ・日田市地域公共交通確保維持協議会 規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- ・日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

<議案>

【1】日田市地域公共交通計画の進捗管理

- ・日田市地域公共交通計画進捗状況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

【2】日田市地域公共交通利便増進実施計画の策定

- ・利便増進実施計画イメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・利便増進実施計画の策定及び推進に対する支援（国土交通省）・・・・・・・・・・ 7

【3】令和7年度（R6.10.1～R7.9.30）フィーダー補助金の計画の変更

- ・フィーダー補助金の計画申請書 表1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【4】乗合デマンドタクシー大山線実証実験継続

- ・乗合デマンドタクシー大山線 営業区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

<報告>

【1】高齢者等移動支援体制整備事業

- ・とぎの会（山田町）チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～11

日田市地域公共交通確保維持協議会規約

(目的)

第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項

(協議事項)

第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画及び利便増進実施計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等の協議に関する事項
- (5) 路線の休止又は廃止に関する事項
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 日田市長
- (2) 九州運輸局大分運輸支局長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（日田バス株式会社）
- (4) 日田市タクシー協会
- (5) 一般社団法人大分県バス協会
- (6) 一般社団法人大分県タクシー協会
- (7) 鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 大分県西部振興局

- (11) 大分県日田土木事務所
- (12) 大分県日田警察署
- (13) 日田市の交通施策関係担当部長
- (14) 学識経験者
- (15) その他日田市長が必要と認める者

(会長及び職務代理者)

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は構成員の3分の2以上の出席（代理出席及び委任出席を含む。）により成立する。
- 3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃料金部会)

第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

- 2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。
- 3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項
 - (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 日田市長又はその指名する者
 - (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
 - (3) 九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 住民又は利用者の代表
- 5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

(分科会)

- 第10条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、日田市地域振興部地域振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、平成25年1月31日とする。

附 則

- 1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。
- 2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。
- 3 この規約を、平成28年4月1日に改正する。
- 4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。
- 5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。
- 6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、令和7年3月31日とする。
- 7 この規約を、令和6年2月20日に改正する
- 8 この規約を、令和6年6月21日に改正する

日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿

任期：令和5年1月27日～令和7年3月31日

No	役 職	代表する項目	氏 名	所属・職名	備 考
1	会 長	日田市長	椋野 美智子 ムクノ ミチコ	日田市長	
2	委 員	九州運輸局大分運輸支局長	藤木 淳史 フジキ ジュンシ	九州運輸局大分運輸支局長	
3	委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)	本田 哲 ホンダ テル	日田バス(株) 代表取締役社長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定。あて職)
4	委 員	日田市タクシー協会	石川 尚文 イシカワ ナガフミ	日田市タクシー協会長	
5	委 員	一般社団法人大分県バス協会	望月 郁男 モチヅキ コトヲ	大分県バス協会専務理事	
6	委 員	一般社団法人大分県タクシー協会	江熊 春彦 エグマ スハルヒコ	大分県タクシー協会専務理事	
7	委 員	鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)	田村 直樹 タムラ ナオキ	日田駅長	
8	委 員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	下城 実 シモシロク ミナ	日田バス労働組合 執行委員長	
9	委 員	住民又は利用者の代表	森高 重春 モリタカ シゲハル	日田市自治会連合会 副会長	
10	委員 (職務代理者)	住民又は利用者の代表	橋本 成人 ハシモト ナリト	日田市自治会連合会 副会長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定。あて職)
11	委 員	大分県西部振興局	石井 聖治 イシイ ヒロシ	大分県西部振興局長	
12	委 員	大分県日田土木事務所	石和 徹也 イシワ テツヤ	大分県日田土木事務所長	
13	委 員	大分県日田警察署	橋谷 康治 ハシタニ ヤスジ	大分県日田警察署長	
14	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	佐藤 野里子 サトウ ノリコ	日田市地域振興部長	
15	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	衣笠 雄司 キヌガサ ユウジ	日田市福祉保健部長	
16	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	中山 敏章 ナカヤマ ヒコアキ	日田市商工観光部長	
17	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	大友 得史 オホトモ トクシ	日田市土木建築部長	
18	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	瀬口 英隆 セグチ ヒデアキ	日田市教育次長	
19	委 員	学識経験者	大井 尚司 オオイ ナガシ	大分大学経済学部教授	

資料 日田市地域公共交通計画進捗状況等

基本方針1 持続可能な公共交通ネットワークの維持確保

施策	取組	R6年度の取組							
		R4 (計画当初)	R5 実績	R6 実績		R9年度 目標値			
		単位		目標値	実績	期間			
1)公共交通網の再編	①既存地域公共交通の確保・維持 ②公共交通の再編により新たに生じる公共交通空白地域に対する代替手段の検討 ③効率的・効果的な交通網の充実 ④公共交通の運転手の確保 ⑤わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供 ⑥キャッシュレス決済導入の検討 ⑦全ての人にやさしい車両への更新 ⑧市営上・中津江デマンドバスの運賃見直しの検討								
●生活交通を維持するため、国・県補助や市による赤字補填などを補助金として交付 ●路線バス「神杉野線」の廃線に伴う代替手段（うきは市デマンドタクシー）導入調整 ・地元自治会への説明・意見交換 ・代替手段の調整（うきは市・うきは市タクシー協会） ●路線バス「中津日田線」増便協議（中津市から申出） ●路線バスのダイヤ改正協議（日田バス） ●ひたはしり号Aコースのルート変更									
●月出町住民と乗合デマンドタクシー移行について制度説明（11/20） ●前津江柚木地区住民との意見交換会（うきは市デマンドタクシー導入） ●乗合デマンドタクシー大山線の実証実験（R5.8/1～継続中） ●BRT沿線エリアにおけるMaaSの取組（1日フリーチケット販売） ●市主催の企業説明会へ参加（9/22）日田バス ●バス運転士体験乗車会（日田バス 3/8予定）									
●ひたはしり号Aコースの一部ルート変更及びダイヤ改正に伴い、R7.2.1～時刻表作成 ●わかりやすい時刻表やマップについては、利便増進実施計画作成後のネットワーク改変時に作成予定 ●他自治体資料収集中									
●JR久大本線（日田駅、天ヶ瀬駅）について、電子マネー利用可能改札機の設置を要望 ●JR九州大分支社長に対し、市長から日田駅のキャッシュレス化を口頭で要望 ●BRTは、好調な利用状況により低床車両を1台追加投入 7台すべてが低床車両であり、うち4台は電気バス 現在水素バスの実証実験も行われており、環境にも配慮されている ●階段式の利用料金を見直す方向で検討中									
●階段式の利用料金を見直す方向で検討中									

評価指標	単位	R4 (計画当初)	R5 実績	R6 実績		R9年度 目標値
				目標値	実績	
鉄道及びBRT（日田市内駅）の乗車数	人/日以上	715 R3 (4-3)	763	747	917 R5 (4-3)	800 (R8年度)
路線バスの年間利用者数	人/年以上	59,876 R4 (10-9)	59,006	61,925	60,376 R6 (10-9)	65,000 (R8年度)
ひたはしり号の年間利用者数	人/年以上	71,783 R4 (10-9)	79,443	74,643	84,189 R6 (10-9)	79,000 (R8年度)
タクシーの年間利用者数						
乗合デマンド	人/年以上	6,773 R4 (10-9)	6,151	7,045	5,431 R6 (10-9)	7,500 (R8年度)
タクシー	人/年以上	380,294 R3 (4-3)	437,508	396,141	447,269 R5 (4-3)	420,000 (R8年度)
全バス車両に占める低床バスの割合	%	55.6 R4	60.6	65.4	70.6 R6 (10-9)	80.0 (R8年度)
公共交通への公的資金投入額						
総額	千円/年度未満	154,670 R3 (4-3)	167,388	155,000	161,454 R5 (4-3)	155,000 (R8年度)
利用者	円/人未満	1,065 R3 (4-3)	1,102	1,027	990 R5 (4-3)	970 (R8年度)
市民	円/人未満	2,477 R3 (4-3)	2,722	2,606	2,667 R5 (4-3)	2,800 (R8年度)
ひたはしり号の収支率	%	30.6 R3 (4-3)	28.9	31.0	25.2 R5 (4-3)	31 (R8年度)

今後の取組・方向性

分析・評価
 市民が生活交通として利用する民間路線バス運行事業者に対し、国庫補助の活用及び市の補助により路線維持に努めているものの、利用者は減少傾向にある。今年度の利用者数は昨年に比べ増加しているが、人件費の増や燃料費の高騰などにより公的資金投入額も増加傾向にある。一方で、ひたはしり号については、令和5年2月からのダイヤが浸透し、買い物や通院手段としての利便性向上が図られ、利用者数の増加につながっている。

現在の交通モードの実態を把握し、より効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通利便増進実施計画を作成する必要がある。令和9年度の目標値に向け、引き続き各種取組を継続するとともに、喫緊の課題である公共交通を担う運転手確保に向け、交通事業者と連携し取り組む必要がある。

基本方針2 まちづくりの視点からみた公共交通にかかわる周辺施策との連携

施策	取組	R6年度の取組
	⑨多分野との政策連携	●長寿福祉課、日田市社会福祉協議会との連携（高齢者等移動支援体制整備事業）
1) これからのまちづくりを支える公共交通ネットワークの強化	⑩高齢者のお出かけ機会の創出	●市民健康福祉まつりの案内ホームページにおいて、ひたはしり号の利用案内を掲載 ●高齢者等移動支援体制整備事業により住民支えあいの仕組みづくりの伴走支援 ●日田市タクシー協会との意見交換会開催（7/9・12/17）
	⑪観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成	●路線バス杖立線が毎日サッポロビール九州日田工場（進撃の巨人関連施設）へ乗り入れを開始したこと、進撃の巨人関連施設の周遊を目的とした観光客の移動手段となっている。

評価指標	単位	R4（計画当初）		R5		R6		R9年度 目標値
		実績	目標値	実績	目標値	実績	期間	
観光入込客数	人以上	1,912,341	R3（1-12）	2,398,199	2,345,000	2,752,559	R5（1-12）	2,890,000 （R8年）
特定観光施設の最寄りバス停での乗降客数	人/日以上	5	R4	10	6	12	R6	8
高齢者（65歳以上）の公共交通利用割合	%以上	28.6	R4				次回調査はR9年度	30.0

分析・評価

観光入込客数は、渡航制限の解除等の影響で訪日外国人旅行者は大きく伸びている。また、『進撃の巨人』関連施設をはじめ、まつりやイベント等に訪れる観光客も増加している。杖立線の利用促進に向けたサポートイベント九州日田工場乗り入れにより、進撃の巨人関連施設の最寄りバス停の乗客数も増加傾向にある。

また、他分野との政策連携としては、今年度は特に、高齢者等移動支援体制整備事業において、長寿福祉課、日田市社会福祉協議会と連携し、住民支えあいの仕組みづくりを進め、2月には市内で初めて山田町自治会による移動支援をスタートすることができた。

今後の取組・方向性

観光分野については、訪日外国人客をはじめとする観光需要の急速な回復に伴い、今後更なる観光需要を着実に取り込むためには、観光客の移動手段の確保について、引き続き関係者との連携した取組が必要となっている。

福祉分野については、高齢者のお出かけ機会の創出に向け、公共交通の利便性向上に努めるとともに、公共交通の利用が困難な高齢者については、介護予防事業を活用した地域の支えあいによる移動支援など、それぞれの地域に合った仕組みづくりを関係者と共に進める必要がある。

基本方針3 地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる

施策	取組	R6年度の取組
	⑫交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営	●イオンタウン日田ジョップینگセンターのエリア内に、ひたはしり号のバス停新設に向け調整を行ってきたが、開業以降駐車場内の混雑が緩和されないため、設置を断念し、施設近くの歩道に設置。 ●ひたはしり号沿線の医療機関等に時刻表を配架
1) 市民協働体制の構築	⑬住民・交通事業者・市の協働体制づくり	●地域の支えあいによる移動支援の仕組みづくりについて、伴走支援する「高齢者等移動支援体制整備事業」を実施。 ●月出町自治会役員会（11/20） 「乗合デマンドタクシー乗り方教室」 ●大山町住民自治組織すみいい会 見守り部会との意見交換会（2/5）
	⑭公共交通の利用促進に向けた啓発活動	●バスの日イベント開催（9/22・日田駅南広場等） ●ひたはしり号車内ラッピング ●10月16日～31日 ハロウィン（基幹相談支援センター） ●2月17日～3月末日 ひなまつり（基幹相談支援センター） ●バス無料デー（12/15・1/15・1/22） ●市の集落支援員が属する地域活性化グループがBRT体験ツアーを実施（9人参加）

評価指標							
評価指標	単位	R4（計画当初）	R5	R6		R9年度 目標値	
				目標値	実績		期間
民間施設を活用した待合スペースの確保	箇所/年以上新設	-	0	1	0	R6	累計5
乗り方教室参加者の公共交通利用増加割合	%以上	-	0	10	0	R6	10

分析・評価

乗合デマンドタクシー導入を希望する地域を対象に、乗り方教室を実施。また、BRTの利用促進として、市の集落支援員が属する団体によりBRT体験ツアーが開催された。

高齢者移動支援体制整備事業の中で、高齢者等の移動の現状や課題について、地域住民との意見交換を行うとともに、公共交通の利用が困難な高齢者等の移動を支援するための仕組みづくりに地域と共に取り組んだ。

今後の取組・方向性

今後利用促進に向けた積極的な情報発信に努めるとともに、積極的に高齢者を対象とした乗り方教室を開催する必要がある。

また、地域公共交通利便増進実施計画の作成にあたり、交通事業者や民間事業者も含め地域全体でその地域に合った公共交通について検討していく必要がある。

日田市地域公共交通利便増進実施計画（イメージ図）

■路線バス（コミュニティバス・自家用旅客運送含む）の廃線及び、潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討し、交通網を再編することで運行の効率化と利用者の利便性の向上を図る。

利便増進事業の内容

○路線バスの乗合デマンドタクシー移行

- ・市周辺部を運行する民間路線バス、福祉バスについて利用率が低い路線を廃止し、自宅付近まで乗り入れる乗合デマンドタクシーへ移行

○ひたはしり号（コミュニティバス）の再編

- ・潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討

○結節点の見直し及び環境整備

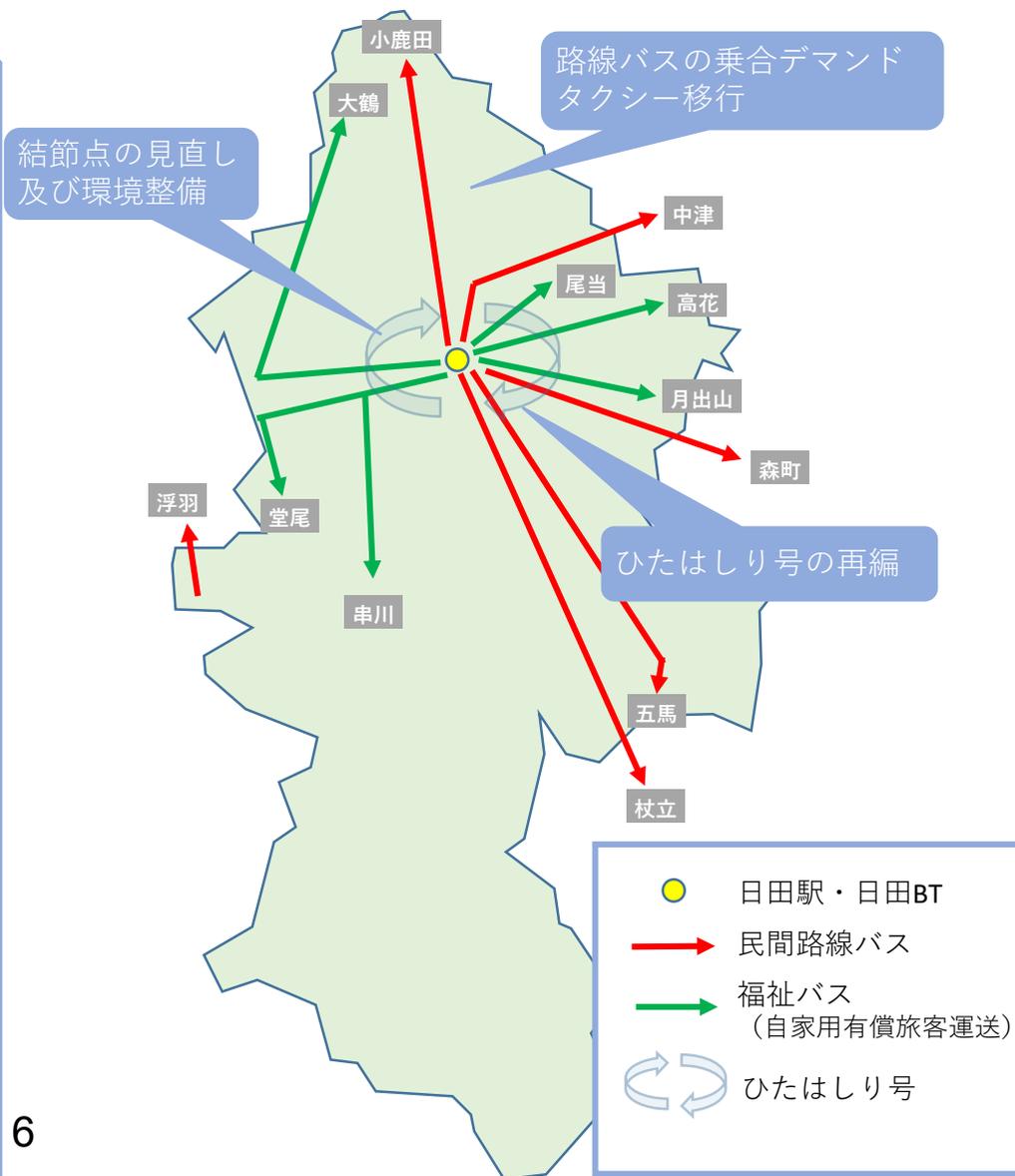
- ・バスの運行ルート見直しに併せて、バス同士や、他の交通モードとの接続先となる結節点の位置の見直しや、当該バス停の環境整備を行う

○わかりやすい時刻表やマップの作成

- ・公共交通全体の路線図や時刻表等を記載した「公共交通マップ」を作成し、各公共交通機関の乗継等をわかりやすくすることで利用を促進する

計画期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日



地域公共交通調査等事業(地域公共交通計画等の策定等への支援)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携)

②モード間連携や
多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

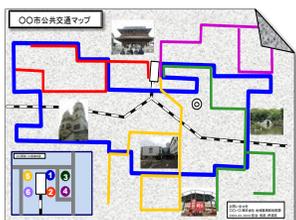
⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、
公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率: 1/2
- 補助対象期間: 5年間

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成



企画切符の発行



7 ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
日田市	日田バス(株)	(1) 市内循環バス(ひたはしり号)Aコース(左回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(2) 市内循環バス(ひたはしり号)Aコース(右回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(3) 市内循環バス(ひたはしり号)Bコース(左回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若宮・隈町旅館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(4) 市内循環バス(ひたはしり号)Bコース(右回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若宮・隈町旅館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(5) 市内循環バス(ひたはしり号)Cコース(左回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝日町・清岸寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km	364日	1,456.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(6) 市内循環バス(ひたはしり号)Cコース(右回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝日町・清岸寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(7) 五馬線	日田バスターミナル	小迫	五馬入口	往 26.1km 復 26.1km	292日	643.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③
						.km								
						.km								
						.km								

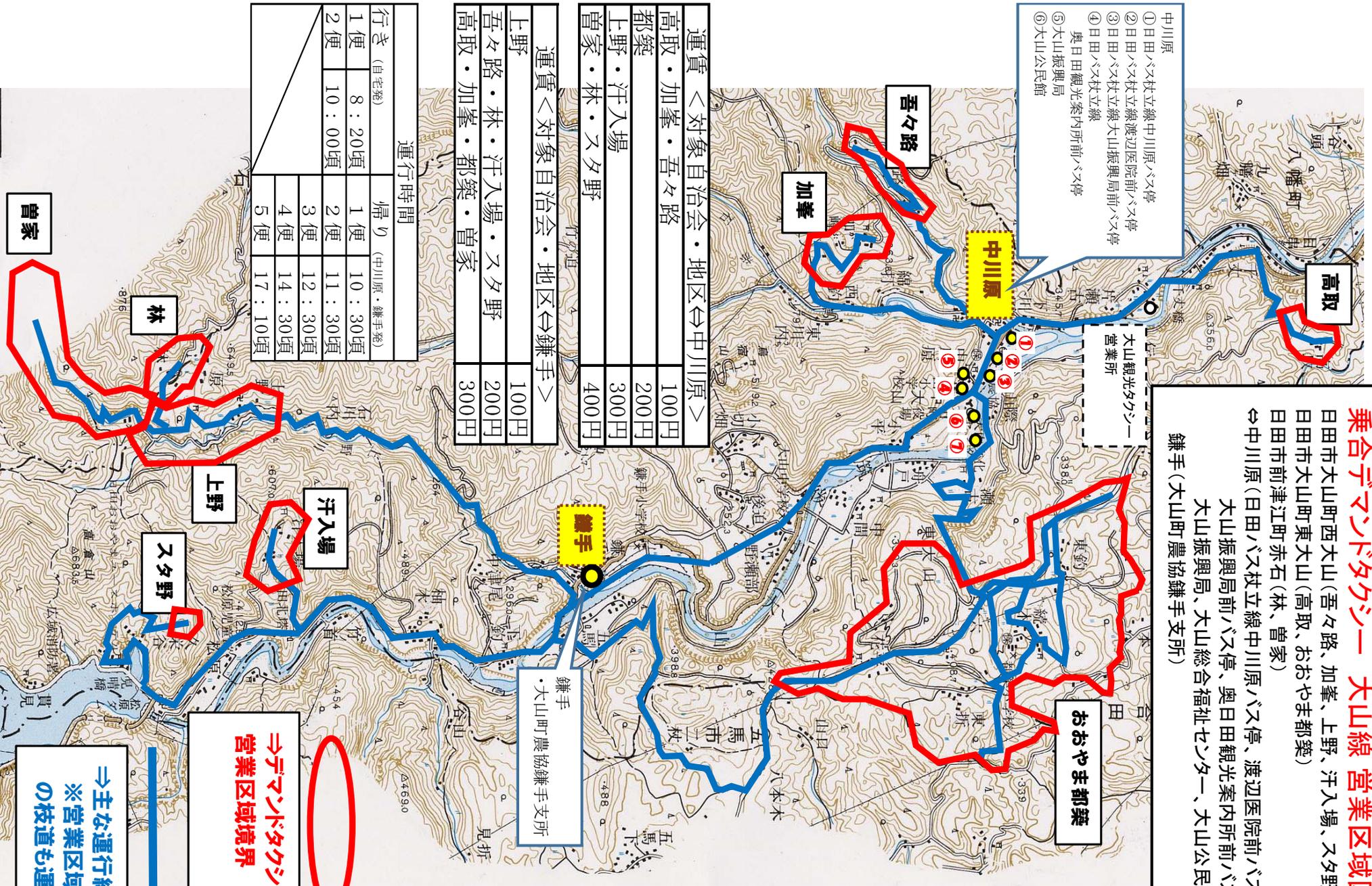
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

乗合デモントタクシー 大山線 営業区域図

日田市大山町西大山(吾々路、加峯、上野、汗入場、スタ野)
 日田市大山町東大山(高取、おおやま都築)
 日田市前津江町赤石(林、曾家)
 ⇨中川原(日田バス杖立線中川原バス停、渡辺医院前バス停、
 大山振興局前バス停、奥日田観光案内所前バス停、
 大山振興局、大山総合福祉センター、大山公民館)
 鎌手(大山町農協鎌手支所)

- 中川原
- ①日田バス杖立線中川原バス停
 - ②日田バス杖立線渡辺医院前バス停
 - ③日田バス杖立線大山振興局前バス停
 - ④日田バス杖立線 奥日田観光案内所前バス停
 - ⑤大山振興局
 - ⑥大山公民館



運賃 <対象自治会・地区⇨中川原>

高取・加峯・吾々路	100円
都築	200円
上野・汗入場	300円
曾家・林・スタ野	400円

運賃 <対象自治会・地区⇨鎌手>

上野	100円
吾々路・林・汗入場・スタ野	200円
高取・加峯・都築・曾家	300円

運行時間

行き (自宅発)	帰り (中川原・鎌手発)
1便 8:20頃	1便 10:30頃
2便 10:00頃	2便 11:30頃
	3便 12:30頃
	4便 14:30頃
	5便 17:10頃

⇨デモントタクシー
 営業区域境界

⇨主な運行経路
 ※営業区域内
 の枝道も運行。

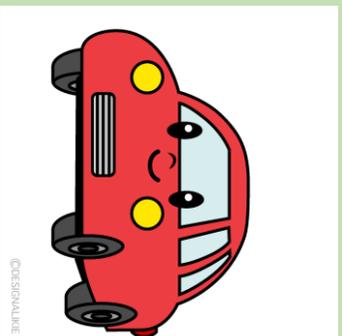
とぎの会

2月8日(土)
より受付開始



このまちで、いくつになっても安心して暮らすため、買い物や病院、郵便局、市役所、理美容院、催し物、通いの場などに行きたいとき、ちよつと手伝ってもらえると感じると感じる方を外出支援ボランティアが支える助け合い活動です。

買い物後の重たい荷物も運び込みをお手伝いします。



ひとりでの外出に不安を感じている方はぜひご利用ください。

ご自宅⇄お店や病院等の送迎・付き添いをお手伝いします。



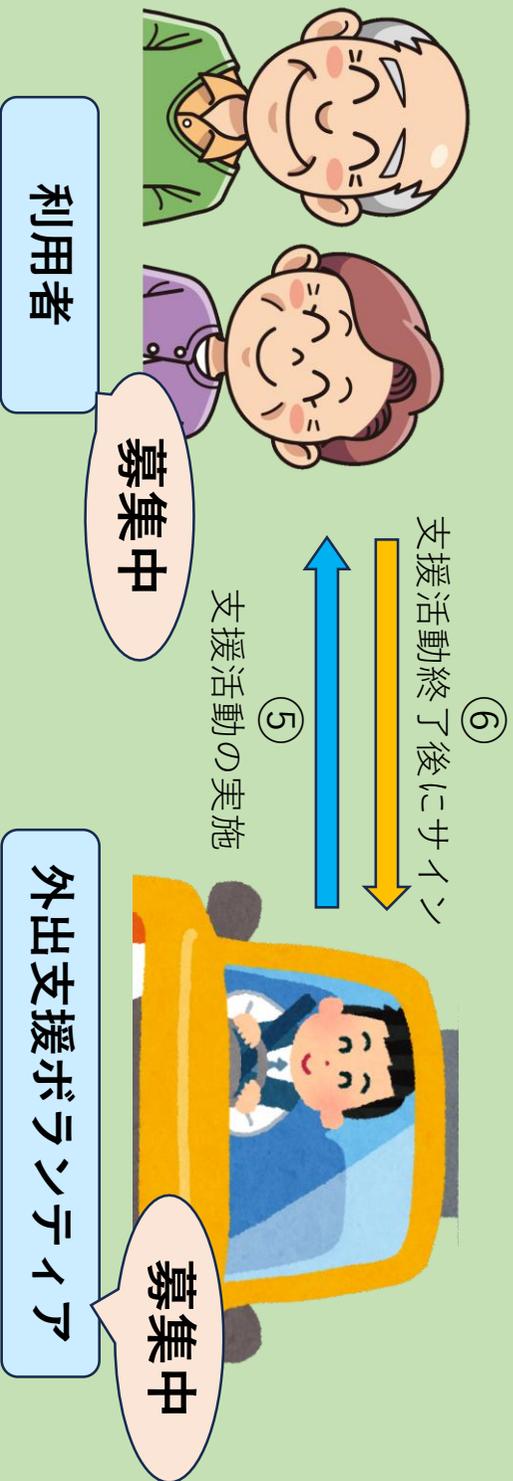
付き添いがあるから安心してお出かけが出来ます。

やまだ(8)のおじさん(0)おばさん(0)で覚えて!

電話 090-8041-0800

【受付時間】 8:00～17:00(年末年始を除く毎日)
ご利用の2日前までに連絡をお願いします

とぎの会 支え合いのしくみ



移動外出・付き添い支援を必要とする
・山田町在住の65歳以上の高齢者
・利用申し込みを申請した登録者

移動外出・付き添い支援に協力して頂く
・山田町在住の75歳以下の協力者
・原則、安全運転者講習会の受講者

予約のお電話
お待ちしております。



活動時間

・8:30～17:00
(年末年始を除く毎日)

事務局ボランティア

・「地域の移動を支える
保険」に加入している
から安心です

利用料金

- ・地区内は100円(公民館、小学校等)
- ・地区外は30分300円(スーパー、病院等)
- ※生活支援を含みます
- ・支払いは月末締め翌月払い

その他

- ・利用者は登録が必要です
- ・外出支援と事務局ボランティアは登録が必要です
- ・賛助会員を募集しています(1口 1,000円)
- ・お問い合わせ、お申し込みは事務局までお気軽に